

令和2年度 緑の少年団活動促進事業 実施要領

1 目的

緑の少年団は、「緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな社会人に育成する。」ことを目的に、結成されて以来、着実な成長を遂げ、現在3,225団、328千人となっている。

「緑の少年団」活動を一層促進するため、学習活動等の充実、地域との連携強化等の事業に対し助成を行う。

2 事業の対象

- ① 地域単位で活動している緑の少年団等を主な対象として、学習活動等の充実・促進、指導体制の整備、育成会の結成の促進等に対し助成することにより、地域の一層の協力・支援を得て、緑の少年団活動の目的が達成できるよう、モデル的に支援を行う。
- ② ①の対象となる緑の少年団（以下「モデル的な緑の少年団」という。）は、当該都道府県連盟の助成申請に基づき、全国緑の少年団連盟が決定する。

3 募集数 20団

4 助成金 1団体300千円を限度とする。

5 助成対象経費

(1)活動促進費

区 分	内 容
指導者謝金	外部講師・外部指導者に対する謝金
学習教材費	教材購入費・教材作成費
車両借料	バス借り上げ
苗木等資材費	苗木代、作業用具代、資材
傷害保険料	実施日の傷害保険料
その他	用紙代、消耗品等、感染予防機材

(2)活動支援体制整備費

指導体制の整備、育成会の結成のための会議費、資料代等

6 助成手続き及びスケジュール

(1)「モデル的な緑の少年団」の助成申請書の提出（～令和2年10月30日）

都道府県連盟は、「モデル的な緑の少年団」を選定し、[様式1]助成申請書を作成して全国連盟へ提出する。

(2)助成決定通知（令和2年12月上旬～中旬目処）

全国連盟は助成申請書を審査し、[様式2]助成決定通知書を都道府県連盟に送付する。

(3)事業実施期間（令和3年4月～令和4年3月末日）

(4)事業実績報告（最終提出期限 令和4年5月末日）

「モデル的な緑の少年団」は、事業の完了後、[様式3]事業実績報告書を作成し、事業実行にかかる領収書及び事業実施状況がわかる活動写真・資料などを添付の上、都道府県連盟経由で全国連盟へ提出する。

(5)助成金の交付

助成金の交付は、事業実績報告書について審査を行い、適当と認めた経費を確定し、指定の口座に送金する。なお、事業完了前に助成金の一部が必要な場合は、[様式4]概算請求書により、概算請求（24万円限度）を行うことができる。

[様式1]

令和 年 月 日

令和 年度 緑の少年団活動促進事業助成申請書

全国緑の少年団連盟
会長 前田 直登 様

申請者 緑の少年団団名
代表者名
郵便番号 住 所
電話番号 FAX番号

印

緑の少年団活動促進事業を実施したいので、次のとおり助成を申請します。

1 事業計画

(1) 活動促進

実施内容 (活動促進プログラム)	・具体的な実施内容、スケジュール、場所
参加予定人員	団員 名、指導者 名
実施場所	
事業実施時期 (予定)	

(2) 活動支援体制整備

実施内容	・指導者支援	
	・育成会強化	

2 予算計画

(1) 収入

区分	予算額(千円)	内訳
助成金		
自己資金		
計		

(2) 支出

区分	予算額(千円)	内訳	
緑の少年団 活動助成金			
	小計		
	自己資金		
小計			
合計			

事業担当者氏名		
連絡先	電話	
	FAX	
	MAIL	

森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン

令和 2 年 5 月 28 日
最終改正 令和2年6月12日
公益社団法人国土緑化推進機構

- ・ 本ガイドラインは、全国的に新型コロナウイルス感染者の新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認されているが、引き続き、感染拡大の防止に向けた取組を進める必要があることから、森林内での活動（森林ボランティア活動、森林環境教育活動、自然観察会、森林浴、ウォーキング等）において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、国土緑化推進機構が森林内での活動の主催者として参加者等（一般参加者、スタッフ）の健康保護とともに活動継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月25日の知見に基づいて作成したもので、新たな知見により更新します。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう取り組んでいるところです。対象となる森林内での活動においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、活動の特性を踏まえ、活動の継続を検討していきます。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

- ・ 基本的に、森林は密閉空間ではありませんが、森林内での活動の前後も含め、意図しないところでこれらの条件が整ってしまう場合もあり、これらも予測して予防対策を検討する必要があります。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）

- ・ 森林内での活動の責任者等は、参加者等（一般参加者、スタッフ）に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

① 氏名、職業及び緊急連絡先を把握し（職業については、可能であれば同居している家族等も含む）、名簿を作成。またこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知。（併せてこれら個人情報の取扱いに十分注意する旨についても周知）

② 体温の測定と記録。

③ マスク、消毒液等の感染防止資材の携行。

④ 以下のいずれかに該当する場合、森林内での活動を欠席。スタッフについてはあわせて自宅待機。

- ・ 発熱などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

⑤ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席の上保健所に問い合わせ。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は保健所にご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
 - ・ 小児については、小児科による診察が望ましく、連絡窓口またはかかりつけ小児医療機関に電話などにご相談ください。
- ⑥ 活動の性格上、特に、休憩中や食事中、または活動前後の交通機関や移動車内、周辺施設での滞在時などに参加者間等の会話が多くなる傾向があると想定されることから、会話を極力少なくすることやマスクの着用、適切な距離の確保、飲食前の手洗い・消毒など、周りに配慮した行動を要請。また、当該活動日前後において、感染リスクのある行動を控えてもらうよう要請。
- ・ 責任者等は森林内での活動に関連した次に掲げる感染予防策を行います。
 - ① 責任者等は参加者等が大人数とならないように少人数グループでの活動とするなど計画時点から配慮。
 - ② 責任者等は、森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備。
 - ③ 責任者等は参加者等が活動に必要な装備、道具、消耗品、飲料水等は個人ごとの配布、又は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等は共用しない。
 - ④ 森林内では手洗いの機会が減少するので、責任者等は参加者等の手洗い用の水、アルコール消毒液等を準備あるいは配布、又は参加者等が各自で準備するよう徹底。
 - ⑤ 参加者等が休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、屋内であっては椅子を間引くなどして、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保。また、対面での飲食や会話は避ける。
 - ⑥ 参加者等がマイクロバス等で活動現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、マスクの着用。
 - ⑦ 参加者等が休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けなどによる定期的な換気の実施と、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離の確保。
 - ⑧ 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや多くの参加者が接触するような遊具や器具の共用することが想定されるプログラムは極力回避。
 - ⑨ 激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での散策、森林整備（下刈り、植え付けなど）など参加者等が活動を行う場合は、激しい運動は行わない。

共同で作業等を実施する場合は、マスク等で鼻と口を覆う。ただし、マスク等を着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は、

参加者等の体調の変化に十分に気をつけ、休憩を増やすなどして、熱中症予防にも配慮。

参考：「令和2年度の熱中症予防行動」（環境省・厚生労働省、令和2年5月）なお、熱中症予防対策に加え、森林内での体感活動等で、マスク等を外して活動をする必要がある場合は、飛沫感染を回避するため2メートル以上（作業内容、風向きによってはそれ以上）の距離を確保。

- ⑩ 責任者等が森林での活動に関する説明等を行う場合は、フェイスシールドやインカム、拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮。
- ⑪ 責任者等は以上の対策を参加者等に説明の上、実施してもらうよう指導。

- ・ 責任者等は、スタッフ（職員・ボランティア等）の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築します。
- ・ 責任者等は、スタッフ（職員、ボランティア等）に対し、スタッフの行動が一般参加者の行動に大きく影響することを認識させるとともに、研修などにより対策の徹底を図ります。
- ・ 責任者等は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底します。
 - ① 集合時、トイレ使用后、食事の前、施設等への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② 原則マスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。
 - ③ 施設等を利用する場合は、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れるところについては、消毒。
 - ④ 備品を用意する場合は、備品の消毒を徹底。（可能な限り参加者の持参の協力を要請。）また、受付や参加費徴収なども可能な限りオンライン受付などで事前に処理。
- ・ 会議・報告会等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること、アルコール消毒液の設置、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策を行います。

なお、公民館で開催する場合は「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公民館連合会、令和2年5月14日（令和2年5月25日一部改訂））を踏まえるなど、開催する会場に沿った新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。

また、登山などの活動を実施する場合には、「CDC発信に基づいた登山再開に向けた知識 登山実践編」（山岳医療救助機構 令和2年5月24日）なども参考に対策を講じます。

- 例えば、宿泊を伴う場合は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟、2020年5月14日）を踏まえるなど、各活動の実情に応じて他業種の新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。
- 責任者等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めます³。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

責任者等は、参加者等に患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、参加者等に対しては感染者が確認されたことを周知するとともに、1. に掲げる感染予防策を改めて周知徹底します。

(2) 濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています¹。

このため、責任者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です²。

(3) 濃厚接触者への対応

- ・ 責任者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14日間の自宅待機等をお願いし、保健所の対応に協力します。あわせてスタッフに対しては健康観察を実施してください。
- ・ 責任者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達します。
- ・ 濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、責任者等はその結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 責任者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋等）の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施します^{1・4・5}。

4. 活動の継続、休止

（1）参加者等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

- ・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合に森林内での活動を継続、又は休止するための指針を、活動形態を踏まえつつ検討します。

(例) 森林内での活動間での感染を抑制するため、森林内での活動する際の参加者等の絞り込み、分散や複数の森林内で活動する団体が同時に出席する会議・行事等のウェブ開催、縮小、中止。

(2) 参加者等の感染が確認された場合の活動の継続、休止

- ・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の活動停止の要請を講じることにより、通常の活動の継続が困難となる場合には、活動を継続するための必要最小限の人員、休止することが可能な活動のピックアップ、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握します。
- ・ 責任者等は、活動継続、活動を休止後に再開するための、活動体系・情報共有体制を整備します。

(参考) 出席者等の参加状況による段階別の森林内での活動継続体制
責任者等は、参加者等の出席状況に応じて、段階別に活動継続体制を決定します。

【第一段階】

(活動の内容) 原則通常どおりの活動

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等で活動対応

【第二段階】

(業務の内容) 活動を縮小、休止

下刈り等、時期を逸したら今後の活動に支障がある場合以外は休止、延期も含め判断

(人員体制) 活動内容の分散、縮小等での対応に加え、可能であれば活動の休止

5. 関係者との情報共有

- ・ 責任者等は、参加者等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局又は環境部局に状況を報告します。

参考

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」 (厚生労働省健康局結核感染症課)
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス (2015 年6月25日版)」 (一般社団法人日本環境感染学会)